

2009年4月9日

厚生労働大臣
舩添 要一 様

民 主 党
社会民主党
国民新党

要 請 書

世界的な不況により、わが国の雇用失業情勢が急激に悪化しており、一層深刻な事態になることが予想される。既に、採用内定の取消し、派遣労働者等の契約解除や雇い止め、正社員を含めた人員削減が生じており、社会全体に雇用不安が高まっている。今回の雇用危機を乗り切るために、政府においては、労働法制の遵守、社会保険の適正な適用及び雇用の維持・確保に向けて全力をあげるよう、以下のとおり要請する。

記

1. 改正雇用保険法成立時の附帯決議を踏まえ、雇用保険に未加入の非正規社員等及び失業給付の期間終了後においても職につけない者に対して、衆議院厚生労働委員会において審査中の「求職者支援法案」（民主、社民、国新提出）の趣旨を最大限尊重しつつ、新たに求職中の者の生活支援を含めた雇用対策について早急に実施すること。また、被用者保険に加入していて解雇等により離職した失業者の医療保険について、在職中の保険料（税）の水準を維持する仕組みを設けること。
2. 雇用主は派遣労働者や期間工等の労働契約を途中で解除せず、労働契約が終了するまで雇用責任を全うすること、また、止むなく中途解除した場合においては、契約残余期間の契約金・賃金の支払い等について誠意をもって対応することを含め、関係法令の遵守について企業等に周知徹底すること。
3. ハローワークにおける雇用調整助成金、雇用保険の失業等給付等の事務手続きの迅速化、職業相談や求人開拓に係る体制強化について、最大限の努力を行うこと。
4. 採用内定の取消しを安易に行わないこと、また、新規学卒者の採用について最大限努力することについて、企業等に周知徹底し、衆議院厚生労働委員会において審査中の「内定取消規制法案」（民主、社民、国新提出）を参考に必要な立法措置について検討すること。

以 上